

平成19年度財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書

監事は国立大学法人東北大学の業務全般を監査する中で、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項に基づき、平成19年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）における本学の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、附属明細書。以下「財務諸表」という。）及び決算報告書について監査いたしました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

監事は、国立大学法人東北大学監事監査規程等の定めるところに従い、役員会その他重要会議に出席するほか、役員等から業務運営の報告を聴取し、各部門責任者からは業務の処理状況を聴取すると共に、本部ならびに主要な部門において業務及び財産の状況を調査した。また、会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表及び決算報告書につき検討を加えた。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人 新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。
- (2) 財務諸表は、当大学の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び国立大学法人業務実施コストの状況を適正に示しているものと認める。
- (3) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく表示していると認める。
- (4) 役員の職務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは規程に違反する重大な事実は認められない。

3. コンプライアンス体制の強化

平成19年度において、工事契約問題や研究費の預け金問題が発覚するなど、コンプライアンス上の問題が見受けられた。これらの問題を契機として、新たにコンプライアンス委員会を設置するなど学内のコンプライアンス推進体制の強化が図られる見通しであるが、今後、その効果等について注目していきたい。

平成20年6月26日

国立大学法人東北大学

監 事 岡 本 宏 

監 事 西 川 知 雄 